（用語の定義）

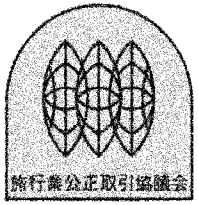
第４条　この規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴～⑺　（略）

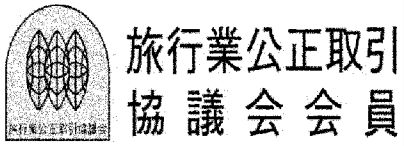
⑺の２　「告知広告」とは、特定の募集型企画旅行の広告その他の表示であって、当該広告において旅行契約の申込みを受け付けないものをいう。

⑻～⑽　（略）

⑾　「協議会マーク」とは、次のマークをいう。



⑿　「ロゴマーク」とは、次のマークをいう。



（説明書面の必要表示事項等）

第５条　事業者は、募集型企画旅行について説明書面に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示しなければならない。

⑴～⑵　（略）

⑶　当該募集型企画旅行の申込先及び問合せ先の電話番号

⑷～⑱　（略）

⑲　協議会マーク又はロゴマーク

（募集広告の必要表示事項）

第６条　事業者は、募集型企画旅行について募集広告を行う場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示しなければならない。ただし、インターネットによって申込受付を行う場合は、画面上の募集広告に続いて説明書面を経由して申込フォームになるように構成されていなければならない。

⑴～⑵　（略）

⑶　当該募集型企画旅行の申込先及び問合せ先の電話番号

⑷～⑾　（略）

２・３　（略）

（用語の定義）

第４条　この規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴～⑺　（略）

⑻～⑽　（略）

（説明書面の必要表示事項等）

第５条　事業者は、募集型企画旅行について説明書面に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示しなければならない。

⑴～⑵　（略）

⑶　当該募集型企画旅行の申込・問合せ先電話番号

⑷～⑱　（略）

（募集広告の必要表示事項）

第６条　事業者は、募集型企画旅行について募集広告を行う場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示しなければならない。ただし、インターネットによって申込受付を行う場合は、画面上の募集広告に続いて説明書面を経由して申込フォームになるように構成されていなければならない。

⑴～⑵　（略）

⑶　当該募集型企画旅行の申込・問合せ先電話番号

⑷～⑾　（略）

２・３　（略）

（告知広告の必要表示事項）

第６条の２　事業者は、告知広告を行う場合は、旅行契約の申込みを受け付けない旨を表示しなければならない。

（告知広告の表示基準）

第６条の３　事業者は、告知広告において旅行代金について表示するときは、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

（特定事項の表示基準）

第７条　事業者は、募集型企画旅行に関し、次の各号に掲げる事項を表示するときは、当該各号に定めるところによらなければならない。

⑴　写真、イラスト等に関する事項

ア　旅行目的地の風物、景色及び行事、宿泊施設、食事等に関する写真又はイラストの使用は、原則として、日程に含まれているものについて紹介する場合に限る。その場合、使用する写真又はイラストには、それにより表示されるもの又は場所の説明を明瞭に付記すること。

イ　（略）

⑵～⑸　（略）

⑹　割引価格に関する事項

特定の条件を満たす一般消費者向けに適用される割引価格を表示する場合には、当該割引価格が適用される条件を明瞭に表示すること。

⑺　温泉に関する事項

次の温泉に関する事項については、施行規則に定めるところにより表示すること。

ア　温泉を主目的とした募集型企画旅行に関する表示

イ　源泉、天然温泉等に関する表示

ウ　療養泉に関する表示

（特定事項の表示基準）

第７条　事業者は、募集型企画旅行に関し、次の各号に掲げる事項を表示するときは、当該各号に定めるところによらなければならない。

⑴　写真、イラスト等に関する事項

ア　旅行目的地の風物、景色及び行事、宿泊施設、食事等に関する写真又はイラストの使用は、原則として、日程に含まれているものについて紹介する場合に限る。その場合、使用する写真又はイラストには、それにより表示されるもの又は場所の説明を明りょうに付記すること。

イ　（略）

⑵～⑸　（略）

⑹　割引価格に関する事項

特定の条件を満たす消費者向けに適用される割引価格を表示する場合には、当該割引価格が適用される条件を明りょうに表示すること。

⑺　温泉に関する事項

温泉あるいは療養泉を主目的とした募集型企画旅行については、次に掲げる事項を明りょうに表示する。

ア　温泉に加水したものについては、その旨

イ　温泉に加温したものについては、その旨

ウ　循環装置等を使用する場合は、その旨

エ　温泉に入浴剤等を加え、又は温泉を消毒して利用する場合は、その旨